

四国中央市インターンシップ等支援事業委託業務公募型プロポーザルの実施について

四国中央市インターンシップ等支援事業委託業務に係る受託者の募集及び選定に関し、次のとおり公告する。

令和 8 年 10 月 1 日

四国中央市長 大西 賢治



1 業務の概要

(1) 業務名

四国中央市インターンシップ等支援事業委託業務

(2) 業務の内容

本業務は、企業に対してインターンシップ等を推進する仕組みを構築するとともに、学生等が地域企業と出会う機会を創出し、将来的な地域人材の確保及び地域産業の持続的な発展を目指す四国中央市インターンシップ等支援事業の実施に当たり、ウェブサイトの構築及び運用、企業への伴走支援、学生等への広報、学校との連携、当該事業の効果検証等を一体的に委託するものである。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 11 年 3 月 16 日（金）まで

(4) 提案上限額

一金 23,650,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加資格

本業務の公募に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和 7・8 年度四国中央市建設工事等入札参加資格審査申請書（業務委託）を提出している者又は令和 8 年 10 月 15 日（木）までに提出する者であり、参加表明書の提出期限までに入札参加有資格業者名簿に登載されているものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成 16 年四国中央市告示第 35 号）に基づく入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 四国中央市暴力団排除条例（平成 23 年四国中央市条例第 30 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等である役職員を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 仕様書等の内容を熟読し、業務内容等を十分理解した上で本企画提案に参加する者であること。

3 手続等

(1) 担当部局

四国中央市経営企画部四国はひとつ課

住 所 〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川 4 丁目 6 番 55 号

電 話 番 号 0896-28-6168

F A X 番 号 0896-28-6056

電子メールアドレス mirai@city.shikokuchuo.ehime.jp

(2) 企画提案実施要領の配付期間、場所及び方法

公告の日から令和 8 年 10 月 19 日（月）までの期間において、市公式ホームページ（<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/>）からダウンロードすること。

(3) 参加表明書の提出

公告の日から令和 8 年 10 月 19 日（月）まで（四国中央市の休日を定める条例（平成 16 年四国中央市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までに上記(1)の担当部局に持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の方法により提出すること。

(4) 企画提案書及び価格提案書の提出

第 1 次審査の結果を通知した日の翌日から令和 8 年 11 月 4 日（水）まで（休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までに上記(1)の担当部局に持参、書留郵便又は信書便の方法により提出すること。

4 選定委員会

本業務の受託者の選定に当たっては、四国中央市インターンシップ等支援事業委託業務受託者選定委員会において、優先交渉権者等を選定するものとする。

5 随意契約に係る見積書の徴取

優先交渉権者との契約交渉において、契約締結に向けての協議を行い、本業務に係る見積書を徴取するものとする。優先交渉権者は、見積書の提出に当たり、詳細な費用内訳書を添付しなければならない。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。
- (2) 質疑応答の窓口は、上記 3 (1) の担当部局とする。
- (3) プロポーザルに要する費用は、全て提案事業者の負担とする。
- (4) その他詳細については、企画提案実施要領による。